

利用証の交付対象者

利用証の交付対象者は、歩行困難な方で下記の基準に該当する方です。
詳しくは、交付窓口におたずね下さい。

長崎県パーキング・パーミット利用証交付基準

身体障害者

身体障害区分		対象等級	
視覚障害		1級から4級	
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし	
	平衡機能障害	3級、5級	
音声言語機能障害		該当なし	
肢体不自由	上肢	1級から2級	
	下肢	1級から6級	
	体幹	1級から5級	
	脳原性の運動機能障害	上肢機能	1級から2級
		移動機能	1級から6級
心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸の障害	心臓機能障害	1級、3級、4級	
	肝臓機能障害	1級から3級	
	腎臓機能障害	1級、3級、4級	
	呼吸器機能障害	1級、3級、4級	
	膀胱又は直腸機能障害	1級、3級、4級	
	小腸機能障害	1級、3級、4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級	

けが人

車いす、杖等使用期間

妊産婦

妊娠7ヶ月～産後3ヶ月

高齢者

要介護度1以上

難病者

特定疾患医療受給者

知的障害者

障害の程度が重度の方(療育手帳の障害の程度欄「A」)